

○特定任期付職員給与規程

平成19年 2月 1日

平成18年度規程第20号

一部改正	平成19年 8月 1日	平成19年度規程第 8号
一部改正	平成20年 3月31日	平成19年度規程第55号
一部改正	平成21年12月 1日	平成21年度規程第41号
一部改正	平成22年 3月31日	平成21年度規程第65号
一部改正	平成22年 6月30日	平成22年度規程第24号
一部改正	平成22年12月 1日	平成22年度規程第41号
一部改正	平成24年 6月13日	平成24年度規程第 6号
一部改正	平成26年 9月30日	平成26年度規程第 9号
一部改正	平成27年 3月31日	平成26年度規程第53号
一部改正	平成28年12月28日	平成28年度規程第24号
一部改正	平成29年 3月15日	平成28年度規程第33号
一部改正	2021年 3月31日	2020年度規程第50号
一部改正	2021年 8月31日	2021年度規程第11号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）の専門的な業務に従事し任期の定めのある職員（以下「特定任期付職員」という。）の給与に関する事項について定めることを目的とする。

(給与の区分)

第2条 特定任期付職員の給与は、次の区分のとおりとする。

- 一 俸給
 - 俸給
 - 特別職務加算
- 二 諸手当
 - 超過勤務手当
 - 深夜勤務手当
 - プロジェクトマネジメント手当
 - 通勤手当
- 三 賞与

(扶養手当)

第2条の2 有期雇用職員の無期雇用への転換に関する機構達（平成26年度機構達第23号）に基づき無期雇用転換を承諾された職員（以下「無期雇用転換職員」という。）については、前条の区分に加えて扶養手当を支給する。

(俸給の決定)

第3条 俸給の月額は、その職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して、別表の特定任期付職員俸給表により定める特任等級及び号俸の額とする。

2 前項に定めるほか、その職務の特殊性に応じて、俸給の月額に加え、理事長が別に定める額を特別職務加算として支給することができる。

(給与の支給日等)

第4条 給与(賞与を除く。)は、毎月20日、その月額を支給する。ただし、支給日が特定任期付職員就業規則(平成18年規程第18号)第8条第2号で準用する就業規則(平成15年度規程第8号)第6条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その直前の休日でない日に繰り上げて支給する。

2 超過勤務手当は、その月の分を翌月における前項に定める日に支給する。

3 給与は、特定任期付職員の指定する本人名義の口座へ振込むことによって支払うものとする。

4 法令等に基づき特定任期付職員の給与から控除すべきものがある場合には、その特定任期付職員に支払うべき給与からその額を控除して支払うものとする。

(昇給)

第5条 昇給は特定任期付職員各人の業績評価等に基づいて、毎年7月1日に行う。

2 次に掲げる特定任期付職員には、昇給を行わない。

一 満60歳以上の特定任期付職員

二 直近1年以内に出勤停止以上の懲戒処分を受けた特定任期付職員

三 退職手続き中の特定任期付職員

3 俸給の月額がその属する職務の等級における俸給の幅の最高額となっている特定任期付職員については、その者が同一の職務の等級にある間は、昇給しない。

(職務の等級)

第6条 給与の支給基準となる標準的な職務の等級は、次のとおりとする。

	職務の区分	等級
1	統括調査員	特任1等級
2	主席調査員及び専門調査員	特任2等級
3	調査員	特任3等級～4等級

(降格)

第7条 理事長は、特定任期付職員就業規則第8条第8号で準用する就業規則第31条の規定により特定任期付職員を降格させることができる。

2 特定任期付職員を降格させた場合におけるその者の俸給の月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

一 降格した日の前日に受けていた俸給の月額と同じ額の号俸が降格した等

- 級にあるとき降格した日の前日に受けていた俸給の月額と同じ額の号俸
- 二 降格した日の前日に受けていた俸給の月額が降格した等級の最高の号俸に達せず、かつ、当該俸給の月額と同じ額の号俸が降格した等級にないとき降格した日の前日に受けていた俸給の月額の直近下位の額の号俸
- 三 降格した日の前日に受けていた俸給の月額が降格した等級の最高の号俸を超える額のものであるとき降格した等級の最高の号俸

(給与の減額)

第8条 特定任期付職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除くほか、その勤務しない時間の1時間につき第11条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(俸給の半減)

第8条の2 前条の規定にかかわらず、特定任期付職員が業務上の傷病によらない病気休暇又は疾病に係る就業禁止措置（以下、「病気休暇等」という。）により、90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の病気休暇等に係る日（1日の勤務時間の全部を勤務しない日に限る。）につき、俸給の半額を減ずる。

2 前項の規定により俸給の半額が減ぜられた場合において、第14条における俸給は当該半減後の額とする。

(日割計算)

第9条 月の途中で異動を生じたときの特定任期付職員の俸給、特別職務加算及びプロジェクトマネジメント手当の月額は、日割計算をもって計算した額とする。

2 前項の日割計算をするときは、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として計算する。

(端数の処理)

第10条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(超過勤務手当)

第11条 超過勤務手当は、特定任期付職員就業規則第8条第3号で準用する就業規則第7条の規定により時間外勤務又は休日勤務を命ぜられた特定任期付職員に支給する。

2 超過勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間又は休日に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次表に掲げる勤務の区分に応じて、勤務1時間当たりの給与額にそれぞれ同表に定める割合（その勤務が22時から翌日の5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

	勤務の区分	支給割合
--	-------	------

1	休日以外の日における時間外勤務	100分の125（勤務の区分1及び2の合計が1月60時間（労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条に定める労働時間内の時間外勤務を含む。）を超える場合にあっては、100分の150）
2	休日（特定任期付職員就業規則第8条第2号で準用する就業規則第6条第1項に規定する日曜日以外の休日をいう。以下、この区分において同じ。）における勤務（休日において、勤務することを命ぜられた職員が休日の振替を行った場合を除く。）	100分の135（勤務の区分1及び2の合計が1月60時間（労働基準法第32条に定める労働時間内の時間外勤務を含む。）を超える場合にあっては、100分の150）
3	休日（特定任期付職員就業規則第8条第2号で準用する就業規則第6条第1項第1号に規定する日曜日をいう。以下、この区分において同じ。）における勤務（休日において、勤務することを命ぜられた職員が休日の振替を行った場合を除く。）	100分の135

3 前項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び特別職務加算の月額合計額を当該年における1月の平均所定勤務時間数で除した額とする。

4 第6条の表第1号及び第2号に規定する特定任期付職員には、超過勤務手当は支給しない。

（深夜勤務手当）

第11条の2 深夜勤務手当は、第6条の表第1号及び第2号に規定する特定任期付職員が、22時から翌日の5時までの間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を支給する。

2 前項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給の月額及び特別職務加算の月額合計額を当該年における1月の平均所定勤務時間数で除した額とする。

（プロジェクトマネジメント手当）

第11条の3 プロジェクトマネジメント手当については、職員給与規程（平成15年度規程第3号）第18条の規定を準用する。

（通勤手当）

第12条 通勤手当については、職員給与規程第19条の規定を準用する。

（扶養手当の支給）

第13条 第2条の2に規定する無期雇用転換職員に対する扶養手当の支給にあたっては職員給与規程及び職員給与規程に関する機構達（平成15年度機構達第5号）を準用する。

2 職員給与規程第13条第1項中「1等級」とあるのは、「特任1等級」と読み替えるものとする。

（賞与）

第14条 賞与は、年2回、6月1日及び12月1日（退職した特定任期付職員にあっては、当該退職した日。以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する特定任期付職員に対して、理事長が別に定める日に支給する。

2 基準日に在職する特定任期付職員のうち、次の各号の一に該当する特定任期付職員には賞与を支給しない。

一 無給休職者

二 育児休業者（特定任期付職員就業規則第8条第10号で準用する就業規則第32条に該当する職員をいう）

ただし、基準日以前6ヶ月以内の期間において勤務した時間がある特定任期付職員には、当該基準日に係る賞与を支給する。

三 停職者（特定任期付職員就業規則8条第11号で準用する就業規則第34条第1項第4号の規定に該当する職員をいう。）

3 一事業年度の業績評価等に応じた年間賞与は、翌年度の6月1日及び12月1日を基準日とする賞与により、必要な調整を行った上で支給する。

4 賞与の年額は、基準日における賞与基礎月額（個別契約により別に定める場合を除き、俸給額とする。）に別に定める支給係数及び業績評価係数（一定期間における特定任期付職員の業績評価に応じた係数をいう。）を乗じた額を基礎として、在職期間に応じて支給する。

5 年度の途中で退職した特定任期付職員の賞与は、別に定めるところにより支給する。

6 無期雇用転換職員の算定基礎額は、俸給及び扶養手当を合算した額とする。

（介護休業者等の給与）

第15条 特定任期付職員が特定任期付職員就業規則第8条第9号で準用する就業規則第31条の2に規定する介護休業等により勤務しない場合は、第8条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第11条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（育児休業者等の給与）

第16条 特定任期付職員就業規則第8条第10号で準用する就業規則第32条の規定に基づき育児休業等をする場合の給与については、次の各号に定めるところによる。

- 一 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、第14条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている特定任期付職員のうち、基準日前6カ月以内の期間において勤務した日数がある特定任期付職員には、当該日数に係る賞与を支給する。
- 二 特定任期付職員就業規則第8条第10号で準用する就業規則第32条の規定に基づき勤務しない場合は、第8条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第11条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(退職及び死亡の場合の支給)

第17条 休職期間満了による退職及び機構の都合による退職並びに死亡の場合は、第9条の規定にかかわらず、その者の退職又は死亡した日を含む当該月の給与を支給することができる。

(雑則)

第18条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年2月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に、嘱託就業規則(平成15年度規程第10号)第2条の規定により委嘱された者であって、新たに特定任期付職員となった者の第3条に規定する俸給の月額については、なお従前の例による。

附 則(平成19年8月1日平成19年度規程第8号)

この規程は、平成19年8月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日平成19年度規程第55号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月1日平成21年度規程第41号)

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。
- 2 別表の俸給表において改定が行われた等級及び号俸の俸給を受ける職員(以下「減額改定対象職員」という。)の平成21年12月に支給する賞与の額は、第13条の規定により算定される賞与の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。
 - 一 平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に減額改定対象職員となった者)にあつては、その減額改定対象職員となった日)において、減額改定対象職員が受けるべき俸給の月額及び特別職務加算の額の合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しな

った期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあつては、当該期間を考慮した月数を減じた月数)を乗じて得た額

二 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された賞与の額に100分の0.24を乗じて得た額

附 則 (平成22年3月31日平成21年度規程第65号)
この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年6月30日平成22年度規程第24号)
この規程は、平成22年6月30日から施行する。

- 附 則 (平成22年12月1日平成22年度規程第41号)
- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
 - 2 別表第の特定任期付職員俸給表において改定が行われた等級及び号俸の俸給を受ける特定任期付職員(以下「減額改定対象職員」という。)の平成22年12月に支給する賞与の額は、第13条の規定により算出される賞与の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。
 - 一 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に減額改定対象職員となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日)において、減額改定対象職員が受けるべき俸給の月額及び特別職務加算の額の合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の特定任期付職員であった期間がある特定任期付職員にあつては、当該期間を考慮した月数を減じた月数)を乗じて得た額二平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された賞与の額に100分の0.28を乗じて得た額

- 附 則 (平成24年6月13日平成24年度規程第6号)
- 1 この規程は、平成24年6月13日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
 - 2 この規程による改正後の別表の俸給表を平成24年4月1日から適用することにより生ずる差額の減額方法については別に定める。
 - 3 平成24年6月1日から平成26年5月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、別表の特定任期付職員俸給表の適用を受ける特定任期付職員に対する俸給月額の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該特定任期付職員に適用される次の表の左欄に掲げる等級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

等級	割合
特任1等級	100分の9.77

特任 2 等級	100 分の 7.77
特任 3 等級及び特任 4 等級	100 分の 4.77

- 4 特例期間においては、この規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- 一 特別職務加算当該特定任期付職員の特任職務加算の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額
 - 二 賞与当該特定任期付職員が受けるべき賞与の額に、100 分の 9.77 を乗じて得た額
 - 三 第 14 条第 1 項及び同条第 2 項の表第 1 号から第 4 号の規定により支給される給与当該特定任期付職員に適用される次のイからニまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからニまでに定める額
 - イ 第 14 条第 1 項又は同条第 2 項の表第 1 号中支給期間が満 6 ヶ月に達するまでに該当する場合前項及び第 2 号に定める額
 - ロ 第 14 条第 2 項の表第 1 号中支給期間が満 6 ヶ月を超え満 3 年に達するまでに該当する場合又は同項同表第 2 号前項及び第 2 号に定める額に 100 分の 70 を乗じて得た額
 - ハ 第 14 条第 2 項の表第 3 号前項及び第 2 号に定める額に 100 分の 50 を乗じて得た額
 - ニ 第 14 条第 2 項の表第 4 号前項及び第 2 号に定める額に、同号の規定により当該職員に支給される支給額に係る割合を乗じて得た額
- 5 特例期間においては、第 8 条、第 11 条第 2 項、第 15 条及び第 16 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 11 条第 3 項の規定にかかわらず、同条同項の規定により算出した給与額から、俸給月額の月額を当該年における 1 月の平均所定勤務時間数で除して得た額に当該特定任期付職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 6 第 3 項、第 4 項各号及び前項の規定により計算した額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成 26 年 9 月 30 日平成 26 年度規程第 9 号）

- 1 この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日より前から引き続いて病欠勤を取得している場合は、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日平成 26 年度規程第 53 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 28 日平成 28 年度規程第 24 号）

この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 15 日平成 28 年度規程第 33 号）

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第13条第3項の規定は、施行日以後に支給する賞与について適用し、同日前に支給した賞与については、なお従前の例による。

附 則（2021年3月31日2020年度規程第50号）
この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則（2021年8月31日2021年度規程第11号）
この規程は、2021年9月1日から施行し、2021年7月1日から適用する。

別 表

特定任期付職員俸給表

号俸	特任1等級		特任2等級		特任3等級		特任4等級		号俸
	俸給の月額	昇給額	俸給の月額	昇給額	俸給の月額	昇給額	俸給の月額	昇給額	
	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	
1	319,100		280,000		230,000		261,300		1
2	397,800	78,700	349,000	69,000	280,000	50,000	263,900	2,600	2
3							266,500	2,600	3
4							269,100	2,600	4
5							271,700	2,600	5
6							274,300	2,600	6
7							276,900	2,600	7
8							279,500	2,600	8
9							282,100	2,600	9
10							284,600	2,500	10
11							287,100	2,500	11
12							289,600	2,500	12
13							292,100	2,500	13
14							294,400	2,300	14
15							296,700	2,300	15
16							299,000	2,300	16
17							301,300	2,300	17
18							303,600	2,300	18
19							305,900	2,300	19
20							308,200	2,300	20
21							310,500	2,300	21
22							312,700	2,200	22
23							314,900	2,200	23
24							317,100	2,200	24
25							319,300	2,200	25
26							321,400	2,100	26
27							323,500	2,100	27
28							325,600	2,100	28
29							327,700	2,100	29
30							329,700	2,000	30

31							331,600	1,900	31
32							333,500	1,900	32
33							335,400	1,900	33
34							337,300	1,900	34
35							339,200	1,900	35
36							341,100	1,900	36
37							343,000	1,900	37
38							344,900	1,900	38
39							346,800	1,900	39
40							348,700	1,900	40
41							350,500	1,800	41
42							352,300	1,800	42
43							354,100	1,800	43
44							355,900	1,800	44
45							357,700	1,800	45
46							359,500	1,800	46
47							361,300	1,800	47
48							363,000	1,700	48
49							364,700	1,700	49
50							366,300	1,600	50
51							367,900	1,600	51
52							369,500	1,600	52
53							371,100	1,600	53
54							372,700	1,600	54
55							374,300	1,600	55
56							375,900	1,600	56
57							377,500	1,600	57
58							379,100	1,600	58
59							380,700	1,600	59
60							382,300	1,600	60